

「ペットフードの安全確保について（中間とりまとめ）」に関する 意見募集（パブリックコメント）の結果概要

1. 意見の募集方法

【意見募集期間】 平成19年12月3日（月）～平成20年1月4日（金）

【告知方法】 農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】 電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

【受付数】 27通

電子メール	ファックス	郵送	合計
19通	5通	3通	27通

【延べ意見件数】 75件

【意見内容の内訳】

1. ペットフードの安全確保に関する意見	72件
(1) 基本的な考え方（規制の必要性）	8件
(2) 規制の対象	5件
(3) 規制内容及び方法	49件
(4) その他の事項	10件
2. その他（ペットフードの安全確保以外）の意見	3件

※ 詳細は別添のとおり。

ペットフードの安全確保について(中間とりまとめ)に関する意見等の概要及び意見に対する考え方について

1. ペットフードの安全確保に関する意見(72件)

(1) 基本的な考え方(8件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
規制の必要性	法律による規制は必要。	7	動物の愛護の観点から、ペットフードの安全確保は重要であると考えており、法制度化を含めペットフードの安全確保の対策を検討します。
安全なペットフードの重要性	安全なペットフードを与えることが動物愛護の精神に繋がることであることが万人に認識されるべき。	1	

(2) 法規制の対象(5件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
規制の対象	犬用及び猫用以外のペットフードの安全性についても法規制の対象とすべき。	3	規制の対象については、流通特性、問題の発生状況、情報の蓄積状況等を踏まえ検討することが重要と考えています。意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
規制の対象	法規制の対象に、製品のみでなく原材料を輸入する業者を含めて欲しい。	1	
規制の対象	並行輸入を出来るだけ規制対象にして欲しい。	1	

(3) 規制内容及び方法(49件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
規制のあり方	安全性の確保に関する現実的及び具体的な規制の内容の検討に集中すべき。	2	ペットフードの安全確保のための規制は、有害な製品が市場に出回ることの防止及び仮に有害な製品が出回ってしまった場合の対応を確実にするために、製造、輸入及び販売の各段階において、必要な範囲で規制すべきと考えています。また、表示については、安全確保の観点から重要な情報が記載されることが重要と考えています。意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
規制のあり方	ペットフードについて、家畜用の飼料以上又は人の食品と同等の安全性を確保すべき。	5	
規制のあり方	食品衛生法や飼料安全法に見習った法規制にすべき。	6	
規制のあり方	有害な原料及び添加物等を規制することが重要。	1	
規制のあり方	人が食べる可能性が高いことも念頭に置いた規制とすべき。	1	
規制のあり方	実態に合わない過度の規制により混乱を招いたり、安価なペットフードが供給されなくなることを懸念。	1	
規制のあり方	栄養や品質に関しても、基準の設定や表示等について、国による規制が必要。基準の設定に際しては、イヌ及びネコの栄養学が遅れていることを考慮すべき。	1	
回収等の体制の必要性	有害な製品が出回ってしまった場合の回収、追跡調査が可能な体制の整備、情報の公表等が重要。	3	
表示について(原材料)	使用した原材料全ての表示を義務付ける等、現在業界で行われている以上の表示が必要。	4	
表示について(原材料)	使用した原材料を全て表示すること等は困難であり、ペットフード公正取引協議会の定める基準も考慮して安全が確保でき、かつ現実的な表示内容とすべき。	7	
表示について(栄養)	成分について上限及び下限の両方を明記する、主要なミネラル・ビタミン等の含量を可能な限り表示する、体重別の給与量の目安を表示する、総合栄養食の定義について消費者の誤解を招かないものに改める等、栄養に関する表示の改善が必要。	3	
表示について(原産国)	製品について原産国名を表示すべき。原材料についても主要なものは、原産国名を表示すべき。	2	
表示について(事業者名)	製造業者の名称を表示すべき。	3	
表示について(自主的取組)	ペットフード公正取引協議会等による適正表示のための自主的な取組みを強化・促進すべき。	5	
検査について	行政による抜き打ちでの検査が必要。	1	
検査について	輸入品に対する水際検査の強化・充実が必要。	2	
輸入品について	表示や使用する原材料の条件等について、輸入品が国産品より緩い基準とならないようにして欲しい。	2	
輸入品について	並行輸入について従来の方法では把握が困難であり、関連サイト等から実態を調査する必要がある。	1	

(4) その他(10件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
分析機関について	成分分析機関の充実にも力を入れて欲しい。	1	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
情報提供等	国は企業や製品に関する正確な情報を把握し、国民に提供すべき。	3	
情報提供等	安全基準を明確に定めるとともに十分周知すべき。	1	
諸外国との関係	我が国より規制が進んでいる諸外国の制度を参考にすべき。	1	
諸外国との関係	我が国の規制が非関税障害と捉えられることのないよう留意しつつ、諸外国の規制との整合性を図るべき。	1	
罰則について	違反者に対し、氏名の公表や厳しい罰則を適用すべき。	3	

2. その他(ペットフードの安全確保以外)の意見(3件)

意見等の概要(項目のみ)	数	意見に対する考え方
家畜伝染病予防法に基づく検査に関する意見	1	今回のパブリックコメントの対象外。(意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。)
ペットフードの廃棄に関する意見	1	
動物の処分に関する意見	1	